

令和元年 10 月 29 日
近畿管区行政評価局

インフルエンザ治癒後再出席時における医師作成書類の提出の見直し

－ 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、近畿管内 4 国立大学法人に対してあっせん －

総務省近畿管区行政評価局（局長：清水正博）は、以下の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：藪野恒明 元大阪弁護士会会長）に諮り、その意見を踏まえ検討した結果、近畿管内の 4 国立大学法人（京都教育大学、大阪教育大学、神戸大学及び兵庫教育大学）に対し、あっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

子どものインフルエンザが治癒し学校に再出席する際、会社を休んで病院に連れて行き、再診の上、医師が作成する治癒証明書を作成してもらい学校に提出したが、負担となるのでこれを提出しなくてもよい取扱いにしてほしい。

＜制度の概要＞

- 学校保健安全法に基づき、校長は感染症に罹患した児童生徒等の出席停止措置を行い、保護者や本人に出席停止を指示
- インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで」とされている一方、再出席において治癒証明書等医師が作成する書類（以下「医師作成書類」という。）を求める法的根拠は無し
- 文部科学省は、平成 21 年の事務連絡により、附属学校を設置する国立大学法人等に対し「再出席に先立って治癒証明書を取得させる意義はない。」旨を周知

＜当局の調査結果＞

- 近畿管内（福井県を含む 2 府 5 県）の 14 国立大学法人が設置する附属学校等 40 校（大学を除く。）で、インフルエンザ治癒後に児童生徒等が再出席する場合、医師作成書類を必要としているのは、4 法人 15 校（令和元年 10 月現在）
- 医師作成書類に代えて保護者からの報告書を提出させている附属学校等の中にも、当該報告書において、治癒後に再受診が必要であるとの誤解を生じ得る文面のものあり
- 都道府県の中には、児童生徒等の再出席に当たって、医師作成書類を要しないことについて、国の通知とは別に、管轄する学校や市町村等に対して文書で通知しているものあり

【あっせんの要旨】

附属学校等において、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒等が再出席する場合に、①再受診や医師作成書類の提出を原則不要とすること、②保護者からの報告書の様式に、治癒後に再受診が必要であるとの誤解を生じ得る文面となっている場合はその見直しを検討すること

＜想定されるあっせんの効果＞

- ①保護者の負担軽減（再診料・書類の作成料など金銭的負担、医療機関への同行）
- ②再診時における保護者や児童生徒等への二次感染防止
- ③医療機関、医師の負担軽減（治癒している者の検診、書類作成）
- ④再診や書類作成による医療機関の混雑化低減

なお、本件と同様に医師作成書類を求めている近畿管内の国立大学事務局や、公立学校を所管する府県教育委員会に対して参考連絡しました。

(参考)

インフルエンザの出席停止期間

区 分	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日経過		(注) 発症後5日「解熱後2日」で最短6日休む
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
発症後 1日目に 解熱した場合		解熱	1日目	2日目			出席 OK		
発症後 2日目に 解熱した場合			解熱	1日目	2日目		出席 OK		
発症後 3日目に 解熱した場合				解熱	1日目	2日目	出席 OK		
発症後 4日目に 解熱した場合					解熱	1日目	2日目	出席 OK	

(注) 上記図は、インフルエンザの出席停止期間の基準について当局が作成したものである。

【 近畿管区行政評価局 行政苦情救済推進会議 】

行政相談事案の処理等に当たって、学識経験者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情に対する救済を効果的に推進することを目的としたもの

《 構 成 員 》 (令和元年9月20日時点、座長以外五十音順)

(座長) 藪野 恒明 弁護士、元大阪弁護士会会長
 黒川 芳朝 社会福祉法人 大阪水上隣保館理事長
 白井 文 一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団業務執行理事
 白國 哲司 近畿行政相談委員連合協議会会長
 砂田 八壽子 NPO 法人 関西消費者連合会消費者相談室長
 藤原 幸則 一般財団法人アジア太平洋研究所主席研究員兼公益社団法人関西経済連合会参与
 山谷 清志 同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官（藤田）

電話：06-6941-8166 FAX：06-6941-8988

E-mail：knk32@soumu.go.jp